

月報私学

2023
11
VOL.311



さかいね幼稚園は、令和4年度にさかいね未来館を新築すると同時に、子ども達の夢が膨らむ大きな遊具も新設しました（写真左上）。この遊具は年齢に応じて遊べるような工夫が凝らされています。本園舎と未来館は芝生と緑に囲まれていて、日常の遊びも運動会も裸足で行っています（写真右下）。裏の畑ではサツマイモ等が収穫できます（写真左下）。豊かな自然環境の中で、子ども達はのびのびと大きく育っています。

写真提供 学校法人柏不二学園 さかいね幼稚園（千葉県柏市）

CONTENTS

● 私立幼稚園の財務状況《令和3年度決算集計》	2
● シリーズ学校訪問記～未来に向かって～第16回 女子大初のデータサイエンス学部の設置	4
● 経営分析に役立つ！私学情報提供システムのご案内	6
● 「若手・女性研究者奨励金」 受賞者の声	8
● 令和5年度 第2回私学共済事務担当者研修会／ガーデンパレスの年末年始期間の宿泊料金	9
● ジェネリック(後発)医薬品差額通知書を12月中旬に送付します	10
● 職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するには／ 高齢受給者にかかる高額療養費(外来年間合算)／限度額適用認定証の更新(継続)の手続き	11
● 被扶養者認定申請事例(父母の認定)	12
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

私立幼稚園の財務状況

《令和3年度決算集計》

私学経営情報センター 私学情報室

私学事業団では、「令和4年度学校法人基礎調査」及び「令和4年度学校法人等基礎調査」を基に3年度決算データを集計し、4年度版『今日の私学財政（幼稚園・特別支援学校編）』と『今日の私学財政（専修学校・各種学校編）』を8月に刊行しました。

毎年「学校法人基礎調査」等にご協力いただいている皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今回は、これらの集計結果に基づき、幼稚園の財務状況について概略を解説します。

園児数・幼稚園数ともに増加

◆園児数と幼稚園数（表1）

文部科学省の「学校基本調査報告書」によると私立・国立・公立を合わせた3年度の園児数は、認定こども園（幼稚園型・幼保連携型）を含めると、平成29年度の177万8千人から180万6千人となり2万8千人増加しています。また、幼稚園数についても、認定こども園の増加により、1136園増加しています。

幼稚園法人の約3割は基本金組
入前当年度収支差額がマイナス

◆収支状況（表2・3）

事業活動収支計算書（1法人当たり

の金額）より、平成29年度と3年度を比較すると、収入の部では、補助金が3340万円増加し、事業活動収入は2472万円増加しています。支出の部では、人件費が2231万円増加、経費も666万円増加し、事業活動支出は2879万円増加しています。

事業活動支出の増加額に対して、事業活動収入の増加額が下回ったため、基本金組入前当年度収支差額（事業活動収入－事業活動支出）は減少しています。

3年度に基本金組入前当年度収支差額がマイナスの幼稚園法人数は1683法人で、集計法人の約3割となっています。経営状況の目安となる基本金組入前当年度収支差額をプラスへ移行させる方策を検討して実行していくことが今後の課題といえます。

◆財政状態（表4）

貸借対照表（1法人当たりの金額）より、平成29年度と3年度を比較すると、資産の部では有形固定資産が4660万円、特定資産が1254万円、流動資産が2841万円それぞれ増加し、資産の部は増加しています。

構成比率をみると、有形固定資産が1・5ポイント減少して62・7%とな

表2 事業活動収支計算書（1法人当たりの金額）

（単位：千円）

区 分		平成29年度		令和3年度		差引
		金額	構成比率	金額	構成比率	
収入の部	学生生徒等納付金	63,508	34.2%	52,419	24.9%	△ 11,090
	補助金	95,370	51.3%	128,775	61.1%	33,404
	その他	27,017	14.5%	29,421	14.0%	2,404
	事業活動収入	185,896	100.0%	210,614	100.0%	24,719
支出の部	人件費	105,175	56.6%	127,483	60.5%	22,308
	経費	56,140	30.2%	62,804	29.8%	6,664
	その他	2,732	1.5%	2,546	1.2%	△ 186
	事業活動支出	164,047	88.2%	192,833	91.6%	28,786
基本金組入前当年度収支差額		21,849	11.8%	17,781	8.4%	△ 4,068
基本金組入額		△ 23,002	△ 12.4%	△ 21,476	△ 10.2%	1,526
当年度収支差額		△ 1,153	△ 0.6%	△ 3,695	△ 1.8%	△ 2,542

（注）表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、差引等の数値と一致しないことがある。

表4 貸借対照表（1法人当たりの金額）

（単位：千円）

区 分		平成29年度		令和3年度		差引
		金額	構成比率	金額	構成比率	
資産の部	有形固定資産	443,578	64.2%	490,177	62.7%	46,598
	特定資産	54,106	7.8%	66,643	8.5%	12,536
	その他の固定資産	32,765	4.7%	35,392	4.5%	2,627
	流動資産	160,947	23.3%	189,353	24.2%	28,406
	資産合計	691,397	100.0%	781,564	100.0%	90,167
負債及び純資産の部	固定負債	47,846	6.9%	57,506	7.4%	9,660
	流動負債	27,824	4.0%	27,529	3.5%	△ 295
	基本金	624,842	90.4%	708,479	90.6%	83,637
	繰越収支差額	△ 9,115	△ 1.3%	△ 11,951	△ 1.5%	△ 2,836
	負債・純資産合計	691,397	100.0%	781,564	100.0%	90,167

（注）表示された数値以下の端数は個々に四捨五入しているため、差引等の数値と一致しないことがある。

表1 園児数と幼稚園数

（単位：人、園）

区 分	平成29年度	令和3年度	差引
園 児 数	1,777,658	1,805,697	28,039
私 立	1,503,772	1,575,810	72,038
国 立	5,288	4,902	△ 386
公 立	268,598	224,985	△ 43,613
幼稚園数	14,551	15,687	1,136
私 立	9,998	11,673	1,675
国 立	49	49	0
公 立	4,504	3,965	△ 539

（注）1. 文部科学省「学校基本調査報告書」より。
2. 認定こども園（幼稚園型・幼保連携型）を含む。

表3 基本金組入前当年度収支差額がマイナスの法人数

年度	集計法人数 (A)	基本金組入前当年度収支 差額がマイナスの法人	
		法人数(B)	割合(B/A)
平成29	5,033	1,495	29.7%
30	4,898	1,626	33.2%
令和元	4,885	1,523	31.2%
2	4,880	1,393	28.5%
3	4,878	1,683	34.5%

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎03(32230)7846～7848
Eメール center@shigaku.go.jp

助成業務

っており、施設・設備投資を控え、資産を特定資産や現金預金として内部留保していることがうかがえます。
負債及び純資産の部では、固定負債及び基本金の金額は増加し、流動負債の金額は減少しています。

主要財務比率で財務分析を

◆都道府県別財務比率（表5）

最後に、学校法人が設置する幼稚園部門について、事業活動収支計算書関係比率（加重平均）の中から、収入の構成割合を見るための学生生徒等納付金比率、補助金比率、支出の構成割合を見るための人件費比率、教育研究（管理）経費比率、収入と支出のバランスを見るための人件費依存率、経営状況を見るための事業活動収支差額比率を都道府県ごとにまとめました。

各財務比率の見方のポイントは『今日の私学財政』に掲載していますので、併せてご参照ください。

これらの財務比率だけで財政や経営を判断するものではありませんが、各学校法人等において、今後の経営改善を進める際の参考としてご活用ください。

表5 都道府県別財務比率一覧（幼稚園部門）

区 分	部 門 数		学 生 生 徒 等 納 付 金 比 率		補 助 金 比 率		人 件 費 比 率		人 件 費 依 存 率		教 育 研 究 (管 理) 経 費 比 率		事 業 活 動 収 支 差 額 比 率	
	平成29年度	令和3年度	平成29年度	令和3年度	平成29年度	令和3年度	平成29年度	令和3年度	平成29年度	令和3年度	平成29年度	令和3年度	平成29年度	令和3年度
	園	園	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
北海道	423	414	27.8	8.8	65.2	82.4	60.7	64.5	217.9	737.3	27.0	27.5	16.6	12.3
青 森	98	97	21.6	7.6	70.3	85.0	62.4	68.2	289.0	898.0	26.7	27.8	15.4	11.2
岩 手	78	76	24.6	9.2	64.2	79.5	62.9	67.0	255.3	727.9	31.3	29.8	9.4	3.0
宮 城	149	145	44.2	33.3	43.9	54.1	58.6	62.1	132.7	186.5	33.1	33.1	9.5	8.2
秋 田	63	61	19.1	9.7	72.8	82.2	63.1	68.5	330.6	708.0	27.6	28.0	12.3	4.4
山 形	83	83	23.6	10.3	64.5	78.3	62.4	64.5	264.3	623.9	33.0	30.6	5.0	8.1
福 島	122	141	25.4	21.2	56.1	66.0	56.2	61.1	221.0	288.6	31.1	33.6	18.0	9.0
茨 城	179	184	24.3	11.5	64.4	77.5	59.8	63.7	245.8	554.2	29.5	28.1	13.2	10.7
栃 木	174	170	30.0	14.6	63.6	78.6	60.0	65.0	200.2	446.8	29.3	30.1	15.2	7.1
群 馬	112	109	25.9	10.7	66.1	82.8	62.3	66.3	240.8	622.4	29.3	30.8	16.6	6.4
埼 玉	520	506	46.3	36.4	37.7	45.1	59.7	62.4	128.8	171.6	35.2	34.3	8.2	5.1
千 葉	392	383	46.8	36.0	40.0	51.9	60.8	61.9	129.9	171.9	31.9	31.0	10.7	10.2
東 京	536	543	49.1	41.8	35.1	43.6	60.6	63.6	123.4	152.3	30.9	30.8	9.8	6.9
神奈川	535	535	47.5	29.3	38.3	55.6	59.9	61.8	126.1	210.7	30.7	29.7	10.2	11.1
新 潟	102	99	24.9	10.8	68.0	82.6	62.2	68.4	250.1	631.1	27.7	29.7	10.9	7.7
富 山	51	45	25.9	12.6	68.1	78.6	59.3	63.1	228.5	501.3	35.7	33.9	12.3	4.8
石 川	46	56	36.6	21.5	56.8	71.8	62.6	62.4	170.9	290.4	30.6	31.0	8.8	8.4
福 井	30	29	28.3	15.1	66.3	74.9	57.9	62.5	204.7	414.3	33.2	31.6	20.9	5.8
山 梨	60	56	27.3	15.2	61.1	73.8	65.0	64.4	237.8	422.2	30.3	29.8	5.6	5.5
長 野	100	82	37.9	19.9	51.9	72.0	64.1	63.6	169.1	319.1	30.2	29.6	8.7	7.4
岐 阜	98	95	47.4	41.5	41.5	49.6	60.4	59.5	127.6	143.5	33.6	31.3	5.4	11.2
静 岡	218	210	36.0	24.4	57.4	63.2	62.0	62.9	172.2	258.4	33.0	31.0	13.7	8.1
愛 知	407	387	34.3	36.6	52.3	51.9	60.7	61.5	176.8	167.8	32.5	30.5	7.0	10.2
三 重	59	60	44.4	31.3	49.5	54.3	57.8	60.5	130.2	193.6	33.2	32.2	17.0	6.4
滋 賀	26	24	21.5	17.8	69.9	74.1	62.6	69.5	291.2	390.5	30.6	30.1	7.3	5.1
京 都	134	140	40.6	39.7	43.8	44.7	64.1	65.6	158.1	165.0	36.0	33.6	1.7	1.6
大 阪	388	388	31.2	32.7	55.1	53.2	58.3	61.1	187.0	187.0	34.9	33.9	8.4	5.4
兵 庫	209	211	36.8	31.0	47.4	55.5	58.8	62.6	159.8	201.6	32.0	31.2	12.7	7.1
奈 良	40	43	42.9	46.7	42.1	43.3	64.3	63.8	150.0	136.7	39.5	33.7	△ 0.1	6.2
和歌山	39	35	26.8	30.0	60.5	57.4	62.5	63.8	233.3	212.9	29.9	30.0	10.9	5.8
鳥 取	25	26	31.0	12.1	57.6	76.5	65.8	72.5	212.3	599.1	28.6	29.7	7.5	1.7
島 根	9	8	15.6	9.2	56.9	85.1	53.3	62.7	341.3	684.4	24.7	28.5	21.7	8.6
岡 山	33	36	27.8	18.3	55.3	69.1	57.9	59.7	207.9	326.6	30.3	26.8	11.1	13.2
広 島	188	187	34.0	22.9	54.0	64.1	54.2	60.9	159.4	266.5	37.5	30.6	9.3	11.2
山 口	113	94	21.8	12.9	68.4	76.7	60.2	63.6	275.9	493.6	27.6	28.5	13.9	10.0
徳 島	10	10	37.7	29.8	54.3	61.2	70.9	66.3	188.3	222.6	29.4	26.9	12.0	6.7
香 川	32	35	35.8	18.5	53.0	69.1	56.9	59.6	158.9	322.0	30.3	29.0	14.6	10.9
愛 媛	82	80	27.1	16.6	63.8	71.9	57.1	61.6	210.4	372.3	26.5	29.7	20.7	9.1
高 知	29	27	24.2	13.9	69.0	78.0	59.2	70.2	244.9	503.5	26.7	31.5	13.9	△ 7.7
福 岡	361	323	45.1	33.6	44.0	53.1	56.0	56.7	124.3	168.5	33.7	31.5	13.5	12.0
佐 賀	82	82	28.1	12.2	67.4	81.3	60.7	62.5	216.3	511.9	28.4	27.4	19.0	16.7
長 崎	109	101	25.9	10.4	62.8	81.1	59.3	64.3	229.2	620.9	27.6	27.1	14.8	9.2
熊 本	106	104	23.7	12.2	71.2	82.7	59.8	65.2	252.2	536.3	26.4	25.0	14.7	11.4
大 分	62	58	25.2	16.0	66.2	74.4	57.3	63.4	227.1	397.1	27.8	27.3	20.2	9.3
宮 崎	104	78	21.4	6.4	70.1	85.6	58.6	64.2	274.5	1,006.7	27.5	26.8	14.9	9.8
鹿 児 島	136	138	21.2	10.3	64.9	79.9	58.8	66.2	277.1	645.6	25.9	25.9	23.4	9.4
沖 縄	33	28	40.8	17.7	45.5	73.7	58.7	63.7	143.9	359.7	34.3	29.6	6.9	10.9
全国平均	6,985	6,822	36.9	26.7	51.0	61.1	59.8	62.8	162.3	235.2	31.5	30.7	11.4	8.6

（注）部門数は『今日の私学財政』で集計した学校法人が設置する幼稚園数である。また、部門数の全国平均部分は合計数である。

（参考）学生生徒等納付金比率：学生生徒等納付金／経常収入

補助金比率：補助金／事業活動収入

人件費比率：人件費／経常収入

人件費依存率：人件費／学生生徒等納付金

教育研究（管理）経費比率：（教育研究経費＋管理経費）／経常収入

事業活動収支差額比率：基本金組入前当年度収支差額／事業活動収入

学校訪問記「未来に向かって」第16回

女子大初のデータサイエンス学部を設置

学校法人京都女子学園 京都女子大学

京都女子大学は京都市東山区に所在しています。キャンパスは京都駅からバスで10分程の距離にありながら、自然豊かで落ち着いた環境にあります。

同大学の前身の京都女子高等専門学校は、「仏教の平等思想を実現し男女平等機会均等な社会を目指すためには、女性の高等教育機関が必要である」と熱意を注いだ3人の女性の尽力によって、大正9年に設立されました。

令和5年現在、6学部11学科5研究科を有しており、4月には女子大初のデータサイエンス学部を設置しました。これは、同大学の創基100周年となる2年に制定した第二次グランドビジョンで掲げている「ジェンダー平等の実現に貢献できる女性の養成」に関する施策の一つです。

◆データサイエンス学部開設の経緯

同大学では、平成30年に全学的な学部改組の議論を行い、現代社会学部情報システム専攻（当時）のリソースを活用した新たな学科の設置案を改組の基本方針としました。そして、2年5月に竹安氏が学長に就任し、その具体化に乗り出しました。



京都女子大学キャンパス

竹安学長は、大学の創基から100年が経った現在も、依然として日本社会の男女格差は解消されていないと考えています。6月に世界経済フォーラムが行った最新の発表では、日本のジェンダーギャップ指数は146か国中125位であり他国に比べ遅れをとっています。また、元年実施のOECDの調査では、日本のSTEM（科学、技術、工学、数学）分野に占める女性の割合は加盟国の中で最下位です。さらに、同年にデータサイエンスティスト協会が実施した調査でも、データ

サイエンティストの女性比率は13%と極めて低い割合となっています。

こうした状況に学長は、女性登用の少ない分野、特に今後社会のあらゆる領域で活用されるデータサイエンスの分野に女性人材が少ないままでは女性の課題が取り残されていくという強い危機感を抱いていました。決して、流行に乗りデータサイエンス学部を設置したのではなく、グランドビジョンの実現の一つとして、データサイエンスの分野に女性人材を輩出すべく、新学部を設置する決断をしました。

まず、課題となったのは、教員の確保です。データサイエンス学部の入学定員95名のうち40名は、情報システム専攻から振り替えたため、2名の教員を異動することで確保できましたが、さらなる人材の確保が必要でした。幸いなことに縁にも恵まれ、他大学で活躍されていた栗原氏が学部長に就任する運びとなりました。学部長は、さまざまな学会で積極的に活動しており、自身の持つネットワークを基に個別に交渉を進め、女性教育に情熱を持つ教員を採用することができました。

また、既存の教員が少ないことから、当時の教育課程に左右されず、バランスよく専門家を揃えた教育課程を作ることができ、設置認可申請における教員審査についても問題なく、無事許可を受けることができました。

設置に当たった事務体制について

は、従前は臨時で専従部署を設置していましたが、学長主導のもと迅速な対応が求められるため、ノウハウを有する大学改革推進室のメンバーが兼務しました。

文部科学省への設置認可申請に当たり、当時の寄附行為には、大学が想定していた文理融合を対象とする項目がなく、厳しいスケジュールの中でカリキュラムの再検討を行うことが最大の難関でした。しかし、学長の強いリーダーシップのもとで教職員が一体となって取り組んだ結果、4年8月31日、設置が認可されました。

そして、今年度99名の1期生を迎えました。モチベーションが高く、いろいろなことに挑戦しようとするフロンティア精神に溢れる学生が多く、中には、前年度のオープンキャンパスに参加し「私が、まさしくやりたかったことです」と熱い思いを語っていた学生も入学しています。

学生募集活動における高校訪問では、進路指導教員に「女子は文系」という考え方が根強く残っていたり、データサイエンスとその可能性について理解が進んでいなかったりと、高校現場との温度差を感じることも多くありました。一方で、高校教員の中には、「データサイエンスとは何か」を教えてほしいというニーズも多数あり、データサイエンスの真価について高校側の理解を深める活動も重要であると感じました。

◆丁寧な学びによる人材育成

学長から学部長に示された設置の指針の一つに「基礎をしっかりと教育できる学部であること」があります。データサイエンスは、変化が激しい分野であり、将来にわたって同分野をフォローアップできる人材となるには、学生時代に基礎理論をしっかりと身に付けることが重要です。そのために、さまざまな取り組みを行っています。

○企業や自治体との連携

データサイエンス分野の人材はさまざまな業態で不足しているため、社会から熱い期待が寄せられており、開設前から連携を行っている自治体や企業等も多数あります。例えば、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）の職員を講師に招き、学生に向けて、データサイエンスが企業においてどのような形で使われているのか講演していただいています。普段の基礎の勉強が、先々どのように役立つかを認識することで、学生のモチベーションアップに繋がっています。

また、京都府や京都市の職員が大学に来て、学生に対し卒業後はぜひ入職してほしいと熱いエールを送るなど、企業や自治体との直接的な連携は、学生自身が思っている以上に、社会が学生の活躍を期待している事実を認識する貴重な機会となっています。今後は、企業と連携し、実データを活用したPBL（問題解決型学習）を実施し、よ

り実践的な学習を計画しています。

○DS（データサイエンス）カフェ

文理融合である同学部は、学生の多様性を大事にしており、さまざまな関心領域を持つ学生が刺激し合いながら学びを高めていくことを期待しています。そこで、いわゆる文系の高校生も受験できるよう入試制度を整えており、入学者の中には、数学Ⅱ以降を履修していない学生もいます。当初はその点に抵抗感を示す教員もいましたが、議論を通じて意識が変化し、「できないのではなく、習ってきていないだけ」という認識を共有できました。

そこで、誰一人取り残さないをモットーに、決まった時間に教員が常駐し、学生が教員に質問ができる場として、校舎の一角に「DSカフェ」を設けています。常連の学生もおり、単に教員からの指導を受けるだけではなく、学生同士の学び合いの場にもなっています。

◆女性の幸福に資する教育研究

学長から示された設置の指針としてさらに「女性の幸福に資する学部であること」があります。女性の感性を生かすという意味ではなく、教育・研究の両面において、女性に関わる課題解決に積極的に取り組んでいくという意志の表れです。例えば、企業と連携し、女性の健康に関わるデータを扱い研究を進めています。

また、データサイエンス研究所を立ち上げたことで、学内の研究活動も広

がりを見せています。一例が認知症予防の研究です。これまで、心理学科と食物栄養学科の教員がそれぞれで研究活動を行っていましたが、データサイエンスの手法が加わることで、大量の健康診断のデータを多角的に分析することが可能となりました。学内研究のみならず、以前から同大学が連携している企業と新規で研究を立ち上げる計画もあり、今後さらに研究活動を加速させることです。



授業の様子

◆今後の展望

まずは、4年後に1期生を社会で頼られる人材として送り出せるかが勝負だと考えています。また、女性の研究者が少ないため、進路の一つとして、大学院へ進学し研究者を目指す学生を育成することを目標に掲げています。そのためには、上級生や卒業生などのロールモデルとなる存在の有無が重要であり、進学が当たり前となる雰囲気学部内に醸成することが課題です。

将来的には、大学院の設置も検討しており、自学の卒業生で教員を確保し、学部開設時には達成できなかった女性教員の割合30%の実現へつなげることを目指しています。

◆京都女子大学の役割

学長は「女子大学という女性のみの教育環境は、教育におけるアファーマティブアクション（積極的格差是正措置）である。そして、その成果を卒業生がさまざまな企業等で活躍し、社会に向けて証明していくことが大切だ」と考えています。同大学はこの女子大学の役割を果たすために、教員への働きかけや全学教育のしくみ作りにより一層真剣に取り組み、建学の精神に立脚する日本のジェンダー平等を推進しています。

く取材を終えて

同大学は、今年度より全学部の1年生で「データ・AI」の活用スキルを学ぶ科目を必修化し、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」の申請も検討しているとのこと。このように、データサイエンス学部の設置を契機に、全学的に教育改革を推進しています。

同大学で学んだ学生たちが、今後、社会でどのように活躍していくのか、引き続き注目していきたいと思います。

【取材 私学経営情報センター】

※他の法人や他の学校の個別データを出力することはできません。

資金収支計算書、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書、貸借対照表、学生生徒等数、納付金、教職員数、教職員給与（大学、短期大学・高等専門学校のみ）、教職員の年齢別平均給与（大学、短期大学・高等専門学校のみ）、各財務比率、活性化分析資料（自法人）など

＜私学情報提供システムご利用上のご注意＞

- Eメール：center@shigaku.go.jp

経営分析に役立つ！

私学情報提供システムのご案内

私学事業団では、「学校法人基礎調査」等をはじめとする各種調査で収集した私立学校等の情報を学校法人へ還元するため、大学法人～小学校法人を対象にインターネットによる情報提供サービス（私学情報提供システム）を行っています。

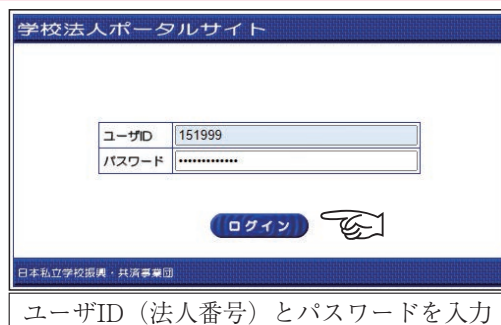
ぜひ、当システムを活用し、学校法人の経営にお役立てください。

助成業務

1. 私学事業団ホームページより学校法人ポータルサイトへアクセス

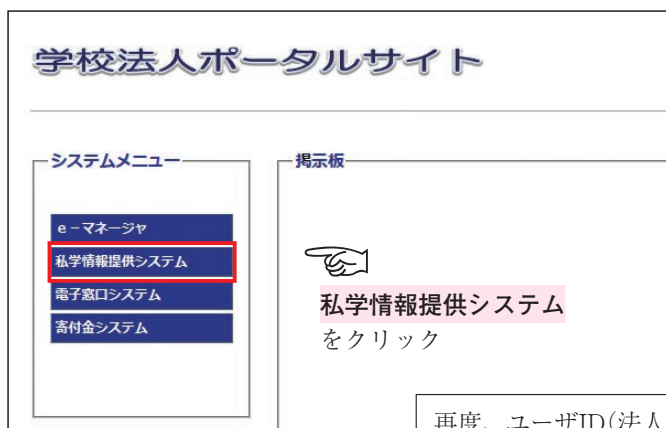


電子証明書をインポートしたパソコンから、私学事業団ホームページ（私学振興事業本部）を表示し、画面右上の学校法人ポータルサイトへをクリック

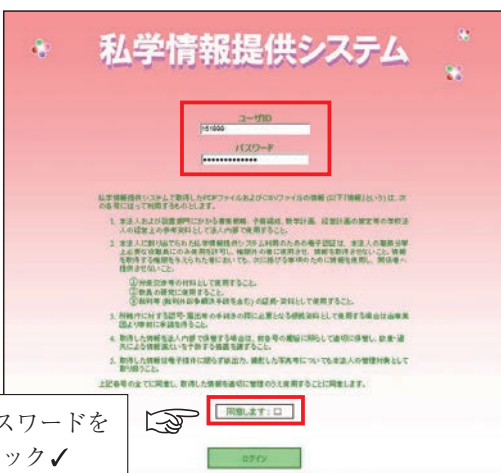


ユーザID（法人番号）とパスワードを入力

2. 利用するシステムを選択

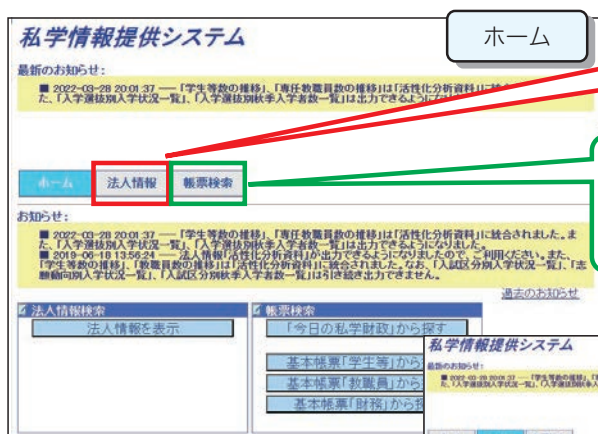


私学情報提供システム
をクリック



再度、ユーザID(法人番号)とパスワードを入力し、「同意します」にチェック✓

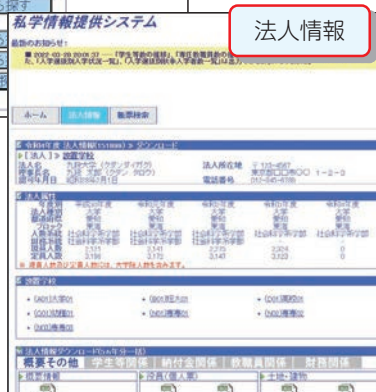
3. 「私学情報提供システム」（ホーム）の画面へ移動



法人情報：
自法人・自学校のデータの閲覧及び出力が可能

帳票検索：
「今日の私学財政」や
各帳票の閲覧及び出力が可能

「法人情報」又は
「帳票検索」のいずれか
利用したい機能を選択



「若手・女性研究者奨励金」受賞者の声

私学事業団では、私立大学の教育・研究の未来を担う人財の育成を目的とした「若手・女性研究者奨励金」を交付しています。本号では、令和5年度に「広域的視点からみた持続可能なコンパクトシティ計画に関する研究」で「女性研究者奨励金」を受賞した、東京電機大学理工学部助教の吉田雪乃先生の声を紹介します。

——研究者を目指したきっかけについて教えてください。

父が建築士であったこともあり、小さい頃から建築に触れる機会が多くありました。大学進学後に「都市計画・都市デザイン」と「建築」が常に連動してまちづくりが行われていることに興味を持ち、まちづくりに関連する研究室に所属しました。そこで、市民としてワークショップに参加したり、立地適正化計画委員会では行政として、建築学会や現地調査では研究者として、さまざまな立場で関わった経験から、建築や都市計画が世の中の暮らしの根本にあることを実感しました。

同時に、まちづくりには多様な社会課題があることも意識するようになりまし。建築計画学や都市計画学をベースに、社会学、政治学等も含めた多角的な視点を高い水準で融合することで社会課題の解決に貢献できたらと



建築をけん引する人……建物のなかで、先生が世の中を動かす。雪乃先生は、都市計画の根幹を握る。吉田雪乃先生は、都市計画の根幹を握る。吉田雪乃先生は、都市計画の根幹を握る。

考え、研究者になることを志しました。
——今回の研究に取り組みたいと思った動機を教えてください。

SDGsの取り組みとして、少子高齢化を背景に、一定の地域に必要な都市機能と公共サービスを集約し、効率的で持続可能な都市を目指すコンパクトシティについて注目され始めたことが研究の動機です。現在、全国の自治体ごとにコンパクトシティの計画の策定が進められていますが、日本における枠組みが明確でなく、自治体が情報収集に苦労している状況があります。

一方で、「全米一住みたい街」として知られるアメリカ・ポートランド市では、これまで先進的にコンパクトシティ政策が実施されてきたことから、私はポートランド市の事例からコンパクトシティの具体的な実践方法を探り、自治体のまちづくり担当者で役立つ情報を提供することを目的とした研究を行うことにしました。生活圏の広域化に伴い、広域都市圏全体で、新たな拠点の整備について検討することで、より現実的なコンパクトシティモデルの構築ができるのではないかと考えまし

た。さらに、ポートランド市の行政計画と郊外開発の現状分析結果を組み込むことで、県境をまたいだ生活利便性の維持についても有効な知見が得られると考え、本研究の着想に至りました。

——本奨励金に応募したきっかけを教えてください。

昨年、「若手・女性研究者奨励金」が、教育・研究の未来を担う人財育成を目的としていることを知り、本研究をご支援いただけるのではないかと考え、応募することになりました。

——今回の研究を社会でどのように役立てたいと考えますか（期待される効果など）。

2050年には少子高齢化により地方都市の人口が半減することが予想されています。本研究は、何もしなければ消滅の可能性のある市町村が、2050年以降も都市として存続可能になるための、直接的な救済に繋がるものであると考えています。また、将来都市構造を可視化し、方向性を提示することで、地域住民が積極的にまちづくりに参加し、それぞれの地域のあるべき姿に向かって取り組む活動の輪が広がっていくことを期待しています。

——「女性研究者奨励金」は、女性研究者のさらなる活躍の推進を図ることを目的としています。研究者としての将来の夢をお聞かせください。

女性人財の積極的な育成、活躍を支援する取り組みがある一方で、女性研

究者の割合は欧米の国々と比べていまだに低い現状にあります。女性研究者の1人として、男性・女性両方の人財の対等な活躍と、教育・研究・社会貢献の一層の活性化を実現するロールモデルの1人になることが私の夢です。専門分野では、広域的な視点でアプローチされる都市計画分野から人々の生活を支え、真に社会に求められる調査活動や持続的なプロジェクト計画の実践を可能とする都市計画学の研究者を志しています。

——本奨励金にご支援いただいた寄付企業法人、寄付者の皆様へ、メッセージをお願いします。

このたびは、寄付企業法人様、寄付者の皆様からご支援をいただいたことに、心より感謝申し上げます。

本奨励金は、若手・女性研究者の活躍を推進し、特にダイバーシティの実現に大きく寄与していただけたものと考えます。採択のご連絡をいただいた際、女性であり若手である一研究者として、気の引き締まる思いとともに大変心強く感じました。今回の研究成果を社会に還元し、関わってくださった方々への感謝の気持ちを忘れず、謙虚で実直に研究者としての研鑽を積んでいきたいと思っています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課

TEL 03(3230)7319・7320
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

令和5年度 第2回 私学共済事務担当者研修会

広報相談センター 相談班

私学共済事務担当者研修会(以下「研修会」といいます)は、事務担当者に私学共済制度の業務内容を理解していただくことを目的としています。

全国のガーデンパレスで22回(「資格・短期」コース11回、「年金」コース11回)開催しますので、ぜひお申し込みください。

注 新型コロナウイルス感染症等の状況により中止する場合は、私学共済ホームページでお知らせします。

◆開催日及び会場等

令和6年1月10日(水)～31日(水)
詳細は、10月分掛金等納付通知書(11月中旬送付)に同封する「開催案内(参加申込書付き)」又は私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」お知らせ一覧▼各種説明会▼共済事業本部主催▼をご覧ください。

◆参加できる人

注 学校法人等の共済事務担当者
加入者資格の有無は問いません。

◆研修内容

資格関係・短期給付関係及び年金等給付関係について、「私学共済事務担当者研修会テキスト」及び「事務の手

引」を基に講義形式により基礎的な業務内容の研修を行います。

◆参加費

1コースにつき10000円

◆研修時間

9時30分～16時30分

◆申し込み方法等

(1)研修コースの確認

「資格・短期」コース及び「年金」コースそれぞれに、各学校2名まで申し込み可能です。ただし、同じ人が同一コースに重複して申し込みすることはできません。

(2)申し込み方法・期限

開催案内の「令和5年度 第2回私学共済事務担当者研修会参加申込書」を、**11月30日(木)【必着】**までに、私学事業団共済事業本部宛てに郵送してください。

◆参加通知方法

参加の可否は、12月中旬に学校法人等宛てに書面で通知します。
・各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。
・応募者が著しく少ないコースは、中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。



ガーデンパレスの年末年始期間の宿泊料金

宿泊予約は、各ガーデンパレスへお電話いただくか、ホームページ (<https://www.hotelgp.jp/>) からお申し込みください。

ガーデンパレス名	宿泊料金	備考
札幌ガーデンパレス ☎011(261)5311	通常料金	●四川飯店：12月29日～31日は休業(1月1日17:00から通常営業)
仙台ガーデンパレス ☎022(299)6211	通常料金	●宿泊：1泊朝食付プラン・素泊りのみ
東京ガーデンパレス ☎03(3813)6211	通常料金 年末年始プラン(1泊朝食付) 1名様 12,000円～	●年末年始プラン期間：12月31日～1月1日 ●洋食レストラン：12月31日～1月3日は年末年始特別メニュー ●和食堂：1月1日～8日は正月特別メニュー
名古屋ガーデンパレス ☎052(957)1022	通常料金 年末年始プラン(1泊2食) 1名様 16,000円～	●年末年始プラン期間：12月28日～1月3日 ●洋食レストラン：12月29日～1月3日は21:00(ラストオーダーは20:00)までの営業(カラオケバーは休業) ●コーヒーラウンジ：12月29日～1月3日は休業
京都ガーデンパレス ☎075(411)0111	通常料金 年末年始プラン(1泊2食) シングル1名様 22,700円～ ツイン2名様 43,600円～	●年末年始プラン期間：12月31日～1月3日 ●洋食レストラン：12月31日昼～1月4日朝は年末年始特別メニュー 注 京都市宿泊税200円が別途必要です。
大阪ガーデンパレス ☎06(6396)6211	通常料金 年末年始プラン(1泊2食) 1名様 17,000円～	●年末年始プラン期間：12月31日～1月3日 ●洋食レストラン：1月1日～3日朝は正月特別メニュー ●和食堂：12月31日～1月3日は年末年始特別メニュー
広島ガーデンパレス ☎082(262)1122	通常料金	●通常営業
福岡ガーデンパレス ☎092(713)1112	通常料金	●通常営業 注 福岡市宿泊税200円が別途必要です。

・札幌・仙台・京都・広島の各ガーデンパレスでは、数量限定でおせち料理の販売を行っています。
・料金等は令和5年11月1日時点のものです。また、予告なく変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

ジェネリック(後発)医薬品差額通知書を 12月中旬に送付します

「対象者への配付をお願いします」

業務部 短期給付課

患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するため、ジェネリック(後発)医薬品の使用促進を目的として、「ジェネリック(後発)医薬品差額通知書」(以下「差額通知」といいます)を、学校法人等宛て送付します。

通知対象となる加入者等へ配付をお願いします。

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えることで、医療機関や調剤薬局の窓口で支払う加入者等の自己負担額及び私学事業団が負担する医療費が軽減されます。これまで差額通知の実施により、使用率・医療費削減額において大きな効果がありました。ジェネリック医薬品の使用促進のため、ご協力をお願いします。

実施内容

令和5年4月～8月の間に先発医薬品を処方され服用している加入者及びその被扶養者(※)のうち、ジェネリック医薬品に変更した場合に、自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる人に對し、どのくらい薬代が軽減できるかをお知らせします。

※任意継続加入者及びその被扶養者は除きます。

◆通知の対象とならない人

- ・がんや精神疾患等の疾病、風邪などの短期的な処方に使用される薬を服用している人
- ・ジェネリック医薬品が存在しない薬を服用している人
- ・すでにジェネリック医薬品を処方されている人

送付方法・送付先

加入者及び被扶養者ごとに個別封筒で、親展扱いとして所属する学校法人等へ送付します。

個別封筒には、差額通知とリーフレットを封入しています。

◆お願い

- ・学校法人等から加入者へ個別封筒を渡してください。
 - ・被扶養者分の個別封筒も学校法人等から加入者に渡してください。
- なお、個別封筒は親展扱いとなっておりますので、開封せずに必ず被扶養者(未成年者は除きます)へ渡すよう、加入者に周知してください。

送付の時期

5年12月中旬

ジェネリック医薬品の使用率と差額通知の効果(医療費削減額)

差額通知開始後の本事業団におけるジェネリック医薬品の使用率は、平成27年度実施時の58・1%から令和4年度末には82・0%と順調に増加しています。

また、その効果として本事業団が負担する医療費は、4年1月～5年3月診療分の累計で約6億4020万円の削減となりました。今後も引き続きご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品を利用するには

ジェネリック医薬品を希望する場合は、まず医師又は薬剤師に相談してください。ただし、現在すべての先発医薬品に対応するジェネリック医薬品が製造・販売されているわけではありません。また、治療上の必要性からジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

ジェネリック医薬品お願いカード

医療機関や調剤薬局の窓口で「ジェネリック医薬品お願いカード」を提示

すること、ジェネリック医薬品を希望する意思表示をすることもできます。「ジェネリック医薬品お願いカード」は、私学共済ホームページ(私学共済事業のご案内)短期給付(健康保険)▼病気やケガをした▼ジェネリック医薬品とは▼からダウンロードできます。ぜひ利用してください。

ジェネリック医薬品お願いカード

ジェネリック医薬品 お願いカード 私はジェネリック医薬品の 処方を希望します。 日本私立学校協同 共済事業団	医師・薬剤師の皆様へ ●変更が可能であればジェネリック医薬品への処方をお願いします。 ●ジェネリック医薬品が処方できない、ふさわしくない場合があることも承知しています。 氏名
---	--

表面

裏面

職務上・通勤途上の傷病や 交通事故等で受診するには

業務部 短期給付課

職務上や通勤途上の災害の場合

病気やケガの原因が職務上や通勤途上の災害の場合は、労働者災害補償保険法の適用となり加入者証や被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）は使えません。医療機関等を受診の際に職務上や通勤途上の災害であることを伝えて、後日、学校法人等を通して所轄の労働基準監督署に届け出てください。

交通事故等にあった場合

加入者等が交通事故などにより第三者（相手方）からケガをさせられた場合でも、その事故が職務上や通勤途上の災害によるものでなければ、原則、加入者証等を使って保険診療を受けることができます。

しかし、この場合の治療費は、本来相手方が負担すべきものを、私学事業団が一時的に立て替えることになるため、後日、本事業団から相手方（相手方が加入している保険会社など）に請求します。

保険診療を受ける際には、必ず業務部短期給付課に連絡してください。

◆警察への届け出は「人身事故」扱いで

道路交通法による事故届けには「人身事故」と「物件事故」がありますが、「人身事故」の届け出をしてください。「物件事故」では負傷はなかったとみなされ、自賠責保険が支払われないこともあるため、「人身事故証明書」入手不能理由書の追加提出が必要です。

◆示談は慎重に

示談は私的な解決方法ですが、示談が成立すれば、民法上の和解契約（第695条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまうと、立て替えた治療費は加入者から返還していただくことがあります。

示談の際には、「私学事業団が一時的に立て替えた保険診療分は私学事業団から請求があり次第、責任をもって加害者が弁償する」旨を示談書に明記するようお願いします。

◆このような事故も連絡を

- ・加入者等が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）
- ・駐停車中、後方から走ってきた車に追突された事故
- ・自転車同士や自転車と歩行者の事故
- ・他人の飼っている動物により受けたケガ
- ・スキー等滑走中の衝突事故

加入者等が加害者（加入者等が一方的に悪い）である場合も、必ず業務部短期給付課まで連絡してください。

高齢受給者にかかる

高額療養費（外來年間合算）

業務部 短期給付課

高齢受給者にかかる高額療養費（外來年間合算）を算定するための一斉計算を、次のとおり実施します。

◆一斉計算の対象となる人

次のいずれにも該当する人が対象となります。

- ・高齢受給者（70歳～74歳）のうち、令和5年7月31日時点で、所得区分が「一般所得者」及び「低所得者」である加入者及び被扶養者
- ・計算期間である4年8月1日～5年7月31日を通して私学共済制度の加入者又は被扶養者である人

◆手続き及び支給方法

計算は、私学事業団で自動的にを行いますので、原則、請求手続きは必要ありません。計算の結果「高額療養費（外來年間合算）」の支給対象となる人は、11月下旬（予定）に、学校法人等を通して（任意継続加入者は直接）通知及び支給します。

◆請求手続きが必要となる人

5年7月31日時点で加入者又は被扶養者でない人や、計算期間中に私学共済制度以外の健康保険に加入している期間がある人は、請求手続きが必要となります。

請求時の添付書類については、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼短期給付（健康保険）▼病気やケガをした▼医療費負担の軽減▼高額療養費をご覧ください。

限度額適用認定証の更新（継続）の手続き

業務部 短期給付課

限度額適用認定証の交付を受けている人が、有効期限後も引き続き限度額適用認定証を必要とする場合は、次の更新（継続）の手続きをしてください。

◆更新（継続）の手続き

「限度額適用認定申請書DL」にある「継続」の文字を○で囲み、必要事項を記入のうえ、有効期限の2週間前を目途に、学校法人等を通して（任意継続加入者は直接）、私学事業団に提出してください。

◆令和5年12月31日に有効期限を迎える人の事前更新（継続）の手続き

限度額適用認定証を年内に交付できるよう、例外的に11月6日（月）から事前受付を行います。

「限度額適用認定申請書DL」の右上余白に朱書きで「事前継続」と明記してください。ただし、年内に発送できるのは、12月8日（金）受付分までとなります。

父母を認定する場合の収入限度額（合計額）例

注 事例A～Cは父母が国民健康保険に加入しており、加入者の年収が父母の世帯収入を上回っている場合の例です。

事例A	所得の種類	収入	収入限度額
父64歳	公的年金等	170万円	< 180万円
母59歳	パート収入（年金なし）	80万円	< 130万円
父母の世帯収入		250万円	< 310万円

➡ 父母のそれぞれの収入額、父母の世帯収入のいずれも収入限度額（合計額）未満なので、父母ともに被扶養者認定できます。

事例B	所得の種類	収入	収入限度額
父68歳	公的年金等	190万円	> 180万円
母65歳	公的年金等	130万円	< 180万円
父母の世帯収入		320万円	< 360万円

➡ 母親は、収入が収入限度額未満で父母の世帯収入も収入限度額（合計額）未満なので、被扶養者認定できます。父親は、収入が収入限度額以上なので、被扶養者認定できません。

事例C	所得の種類	収入	収入限度額
父70歳	公的年金等	250万円	> 180万円
母68歳	公的年金等	120万円	< 180万円
父母の世帯収入		370万円	> 360万円

➡ 母親は、収入が収入限度額未満ですが、父母の世帯収入が父母の世帯収入限度額（合計額）より多いので、父母ともに被扶養者認定できません。

Q2

私と同居している母(58歳、国民健康保険加入)は、父が亡くなっているため遺族年金(100万円)を受給していますが、他に収入はありません。被扶養者として認定を受けるためにはどんな添付書類が必要になりますか。

A2

母親の収入や健康保険の状況から、加入者の年収により生計を維持されていることが確認できれば、認定できます。母親が60歳未満の場合は収入限度額が130万円未満となり、年金以外の収入を証明する書類も必要です。必要な添付書類は次のとおりです。

添付書類	内 容	省略の可否(★)
①母親の戸籍謄本	母親の氏名・生年月日及び父親の死亡を確認します。	省略不可
②加入者の戸籍抄本	続柄を確認します。	省略不可
③母親の遺族年金に関する最新の改定通知書の写し	母親の遺族年金の年金額を確認します。	省略不可
④母親の最新の非課税証明書	母親に年金以外の収入がないことを確認します。	過去3年無収入の場合は省略可
⑤母親の国民健康保険証の写し	母親が加入している健康保険を確認します。	省略不可
⑥母親を扶養する具体的な理由	他の扶養義務者の有無やその人の状況等、加入者が生計を維持している実態を確認します。	省略不可 「被扶養者認定申請書」の「加入者が扶養する理由」欄を記入してください。

ポイント

母親が60歳以上の場合は、収入限度額は180万円未満となります。また、配偶者が死亡している60歳以上の人は、遺族年金等とそれ以外の年金の受給状況についてそれぞれ確認します。

★…認定対象者のマイナンバーを利用して他機関との情報連携により必要な情報が確認できる場合は、添付書類の一部が省略できます。

- 【省略できる添付書類】
- ・住民票 ※加入者が世帯主の場合に限る
 - ・所得証明書（非課税証明書）※過去3年間無収入の場合に限る
 - ・雇用保険の離職票

本誌10月号、11月号、12月号に被扶養者認定申請事例を掲載しています。

被扶養者認定申請事例（父母の認定）

業務部 資格課

被扶養者の認定申請は、新たに加入者となった人に被扶養者の要件を備える人がいるとき、又は新たに被扶養者の要件を備える人ができたときから**30日以内に私学事業団に申請してください**。30日以内に提出がないときは、その届け出を私学事業団で受理した日（又は発信日）が認定年月日となります。

共済業務

Q1 父（65歳）が令和5年12月31日で会社を退職します。退職後、父の収入は年間200万円の年金のみとなります。また、健康保険の任意継続はせず国民健康保険に加入します。父は180万円以上の収入があるので、被扶養者にはなれないと思いますが、これまで父の被扶養者になっていた母（60歳）を私の被扶養者にできますか。母は年金も他の収入もありません。
私の年収は600万円で、両親とは別居していますが、月に10万円仕送りしています。
なお、母は祖母の介護のため、5年1月1日の時点では現在とは違う住所に居住し住民票を移していました。

A1 父親は配偶者である母親を優先して扶養する立場にあるため、父親の収入や健康保険の状況を確認のうえ、主として加入者の年収により生計を維持されている場合に限り、父親の退職を事由として母親を被扶養者に認定することができます。
この事例では、次の（１）～（３）の確認により母親のみ被扶養者として認定できます。
（１）父親は退職後、被用者健康保険の任意継続はせず、国民健康保険に加入する。
（２）母親は60歳以上だが、年金を受けておらず他の収入もない。被扶養者となれる収入限度額180万円未満である（表「被扶養者の収入限度額」参照）。
（３）父母の世帯収入は200万円で（父親200万円＋母親0円）、この事例の場合の世帯収入の限度額360万円（父親180万円＋母親180万円）未満である（12頁「**父母を認定する場合の収入限度額（合計額）例**」の**事例B**参照）。また、父母の世帯収入が加入者の年収よりも少ない。

添付書類	内 容	省略の可否(★)
①加入者及び母親の戸籍謄本	続柄及び母親の氏名・生年月日、父親の状況を確認します。	省略不可
②父親の国民健康保険証の写し	父親が被用者健康保険に加入していないことを確認します。	省略不可
③父親の離職票の写し又は退職証明書（原本）	父親の退職年月日を確認します。	省略不可
④母親の最新の所得（非課税）証明書	母親に収入がないことを確認します。	過去3年間無収入の場合は 省略可 ただし、5年1月1日の時点では現在の住所と異なるため、「被扶養者認定申請書」の「 当年（事由発生時）1月1日時点の住所 」欄に必ず記入してください。
⑤母親が公的年金を受給していない理由	60歳以上の人を認定するときは、年金の受給状況を確認します。母親が年金を受給していないこと及びその理由を確認します。	省略不可 「被扶養者認定申請書」の「60歳以上で年金を受給していない人はその理由」とある箇所に理由を記入してください。
⑥父親の退職後の年金額が分かる最新の改定通知書の写し	父親の退職後の収入を確認します。	省略不可
⑦母親を被扶養者とする具体的な理由	他の扶養義務者の有無やその人の状況等、加入者が生計を維持している実態を確認します。	省略不可 「被扶養者認定申請書」の「 加入者が扶養する理由 」欄に記入してください。

表 被扶養者の収入限度額（5年2月1日付改定） 注 収入限度額は改定される場合があります。

収入の内訳	60歳未満	60歳以上
給与収入だけの人	130万円未満	180万円未満
給与収入以外（年金収入を除きます）の所得がある人	130万円未満	180万円未満
障害の年金（公的年金）を受給している人	180万円未満	180万円未満
老齢・退職・遺族の年金等（公的年金）を受給している人	130万円未満	180万円未満

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)**共済業務****共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

年内の手続き書類の受け付け及び処理

年内の共済業務の書類等の受け付け及び処理は、次のとおりです。以下の予定は、書類等に不備がなく処理された場合を前提としています。

また、年末の業務は**12月28日(木)**までです。手続きに際しては余裕をもって書類等を提出してください。

●資格関係

- 加入者証、加入者被扶養者証の交付や、資格関係の確認通知書は、**12月14日(木)受付分**までを**12月27日(水)**に発送する予定です。
- 資格取得や資格喪失による掛金等は、**12月21日(木)受付分**までを、12月分掛金等の調定(1月送付分)に反映する予定です。【業務部 資格課】

●短期給付関係

- 短期給付関係の請求は、**11月24日(金)受付分**までを目途に年内に送金する予定です。なお、給付金の種類によっては年内に送金できない場合があります。【業務部 短期給付課】

●貸付関係

- 年内最終送金(12月22日(金))の貸付け申し込みは、**11月30日(木)締め切り**です。【福祉部 貯金・貸付課】

子ども・子育て拠出金の納付対象基準額が決定しました

令和5年の定時決定による基準額は184万円(前年と同額)となりました。10月調定時に加入者保険料にかかる標準報酬月額合計が184万円以上となる学校法人等には、5年10月分から6年9月分までの間、掛金等と併せて子ども・子育て拠出金を通知しますので納付してください。なお、上記基準額未満の学校法人等も、申請による納付が可能です。詳細は掛金係までお問い合わせください。【業務部 掛金課】

積立共済年金・共済定期保険の後期加入申込期間

後期加入申込期間は、積立共済年金・共済定期保険ともに**11月1日(水)～30日(木)**までです。新規加入・加入内容の変更等をする場合は、加入申込期間内に申し込んでください。【福祉部 貯金・貸付課】

被扶養者再審査・加入者証等検認の提出期限

被扶養者の再審査(西日本ブロックのみ)の回答書と、加入者証等の検認(東日本・西日本両ブロック)の結果報告書の提出期限は、**11月8日(水)必着**です。

被扶養者再審査回答書が未提出の場合、生計維持関係がすでに失われているとみなして、職務権限により被扶養者を取り消しますので注意してください。

【業務部 資格課】

「レター」の取材にご協力いただける幼稚園又は小学校を募集しています

加入者向広報「共済だより レター」では「しーちゃんと学君のちょっと学校訪問」と題して、特色ある学校(園)作りや、生徒(園児)が生き生きと学んでいる様子を取材し、掲載しています。学校(園)の伝統行事などを「レター」で紹介してみませんか。応募の際は、広報班まで電話又は文書でご連絡ください。

【広報相談センター 広報班】

11月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 10月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
13日(月)	アイリスプラン 年金コース加入申込締め切り
15日(水)	貸付 12月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(火)	掛金等 10月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 11月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(木)	貸付 12月22日送金申込締め切り 掛金等 10月調定分納期限 積立共済年金・共済定期保険 後期加入申込締め切り

12月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 11月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着) アイリスプラン 医療・日常事故コース加入申込締め切り
15日(金)	貸付 1月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

役員の異動に関するお知らせ

監事

令和5年9月30日付

任期満了 鳥井 幸雄

任期満了 永和田 隆一

令和5年10月1日付

再任 永和田 隆一

新任 廣岡 康久

ホームページ休止及びメールサーバー停止のお知らせ

電気設備点検のため、私学事業団ホームページのうち「トップページ (<https://www.shigaku.go.jp/>)」、「私学振興事業本部(助成業務)ページ」、「学校法人向け情報システム(学校法人ポータルサイト、e-マネージャ等)」、「私立学校寄付金ポータルサイト」及び「大学ポर्टレート(私学版)」は、**令和5年11月24日(金)午後5時45分から27日(月)午前9時00分まで**休止します。

なお、停止期間中はメールサーバーも停止しますので、本事業団私学振興事業本部宛てに送られたメールは受信できません。その場合、送信者にエラーメッセージが送信されないことがありますので、十分ご注意ください。

※「私学共済ホームページ」は通常どおり閲覧が可能です。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

2022年度「学術研究振興資金 学術研究報告」及び「若手・女性研究者奨励金 研究レポート」ホームページ掲載のご案内

2022年度に交付した「学術研究振興資金」及び「若手・女性研究者奨励金」の研究課題について、実績報告を取りまとめ、それぞれ「2022年度 学術研究振興資金 学術研究報告」、「2022年度 若手・女性研究者奨励金 研究レポート」として、私学事業団ホームページに掲載しました。

●私学事業団ホームページ

[助成業務のご案内 ▶ 学術研究振興資金 ▶ 2022年度 学術研究振興資金 学術研究報告]

[助成業務のご案内 ▶ 若手・女性研究者奨励金 ▶ 若手・女性研究者奨励金 研究レポート]

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7319・7320

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私立学校寄付金ポータルサイトのご案内

私学事業団では、私立学校の寄付募集に関する情報を紹介する「私立学校寄付金ポータルサイト」を設置しています(事業団ホームページ ▶ 私立学校寄付金ポータルサイト)。

本サイトは、私立学校が特色ある教育研究に取り組むためにさまざまな寄付の支援を求めていることを社会へ発信しています。ぜひ、寄付募集活動の一環として本サイトをご活用ください。

●私立学校寄付金ポータルサイトの特長

- ・すべての私立学校が無料で情報を掲載できます。
- ・学校の特色、寄付金の使い道、学校所在地など、寄付者の視点で情報を検索できます。
- ・寄付先が決まっていない寄付者を自校のホームページに案内することができます(「学校 寄付」などで検索すると本サイトは上位に表示されます)。

●私立学校寄付金ポータルサイトへの掲載方法

大学から小学校を設置する学校法人は、本事業団の電子窓口から掲載依頼が可能です。電子窓口の電子ファイル一覧(寄付金課 ▶ 私立学校寄付金ポータルサイト)内にあるファイルを確認してください。提出後2～3日程度で掲載手続きが完了します。

電子窓口が開設されていない学校法人は、寄付金課までお問い合わせください。

私立学校寄付金ポータルサイトURL

<https://kifu-portal.shigaku.go.jp>



【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約がおすすめです

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
東京カーテンパレス

〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)6211(代表)
JR・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅から徒歩5分。東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅
(B1出口)から徒歩5分 <https://www.hotelgp-tokyo.com>

東京たびストーリー「プレミアム会席」旅Story

夕食は、昭和3年創業の和食堂「つきじ植むら 梅里」で旬の食材を使用した、ホテルならではの彩り豊かな会席料理をご堪能ください。

スーペリアツインルーム
1泊2食(2名1室／1名様) 15,300円～17,150円

取扱期間：通年(年末年始を除きます)

特典：14時チェックイン・12時チェックアウト
・朝食は和洋バイキングです。



プレミアム会席 (イメージ)

箱根 たいがくそう 対岳荘

〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460(82)2094
JR「小田原」駅・箱根登山電車「箱根湯本」駅から徒歩2分。
箱根登山電車「大平台」駅から徒歩5分

あじさい 味彩プラン

箱根連山を望む「対岳荘」自慢の掛け流し温泉で湯浴みをした後は、料理長特製の会席料理をお楽しみください。

1泊2食(2名1室／1名様)
平日 13,500円～
土曜・祝前日・繁忙期 14,000円～

取扱期間：通年(年末年始を除きます)

・お食事の量を控えめにした「漫湯プラン」(12,000円～)もあります。



掛け流し温泉 (自家源泉)

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

幼稚園・認定こども園に対する 融資条件が一部優遇されます

待機児童問題の解消、安心して子どもを預けられる環境整備を後押しするため、令和5年度の私立幼稚園・認定こども園を対象とする私学事業団の融資について、融資条件が一部優遇されます。

☆ 融資率

園舎等の建築・土地購入 事業費の80%以内 → **95%以内**
園舎等の改修 事業費の75%以内 → **95%以内**

☆ 資産査定額

(直近決算の)純資産の部合計額 × 30%
→ (直近決算の)純資産の部合計額 × **40%**

※上記以外にも融資条件があります。詳しくはホームページをご覧ください
※所定の審査により、ご希望に添えない場合がございます。

■ 主な事業と融資金利 (令和5年10月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 1.70	年% 1.30	年% 0.80	年% 0.70
寄宿舎などの建築・用地取得	1.80	1.40	0.90	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.80	(5.5年以内) 0.50

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7864、7866～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp